

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認愛媛地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの 1 件

厚生年金関係 1 件

(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの 3 件

国民年金関係 1 件

厚生年金関係 2 件

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間①及び②の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格取得日に係る記録を昭和30年2月28日、B社における資格取得日に係る記録を40年1月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を、申立期間①については7,000円及び申立期間②については3万6,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間①及び②の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでない認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和12年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : ① 昭和30年2月28日から同年3月1日まで
② 昭和40年1月1日から同年5月1日まで

ねんきん特別便により、B社本社から同社C営業所に異動した申立期間①及び同社D営業所に勤務していた申立期間②について、厚生年金保険の加入記録が無いことが分かった。

しかし、申立期間①及び②当時、B社に継続して勤務していたことは確かであり、申立期間①に係る辞令書及び申立期間②に係る給料明細書を保管しているので、申立期間①及び②について、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、申立人が保管するB社の辞令書(写)及び同僚の証言から判断すると、申立人は、同社及び同社の関連会社であるA社に継続して勤務(昭和30年2月28日にB社本社からA社に異動)し、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間①の標準報酬月額については、昭和30年3月の社会保険事務所(当時)の記録から、7,000円とすることが妥当である。

申立期間②について、申立人が保管するB社D営業所の給与台帳、給料明細書及び同僚の証言により、申立人は、同事業所に継続して勤務し、当該期

間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間②の標準報酬月額については、申立期間②当時における上記給与台帳及び給料明細書の給与総支給額及び厚生年金保険料控除額から、3万6,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る申立期間①及び②の厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、これを確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事務所に行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、行ったとは認められない。

愛媛国民年金 事案 601

第1 委員会の結論

申立人の昭和62年4月から63年12月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和40年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和62年4月から63年12月まで
年金事務所に国民年金の加入記録について照会したところ、申立期間について、国民年金保険料が未納となっていることが分かった。
しかし、大学卒業から2年後の平成元年3月頃に、A市から国民年金加入の案内はがきが郵送されたので、同市役所の年金課の窓口で、国民年金の加入手続を行うとともに、後日郵送された納付書により、同年4月頃に社会保険事務所（当時）の窓口で、申立期間の国民年金保険料20数万円を一括納付したことを記憶しているので、当該期間について、保険料を納付したことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の国民年金手帳記号番号の前後に同記号番号を払い出されている国民年金被保険者をオンライン記録により確認したところ、申立人の7番後の番号を払い出されている者は、平成3年3月14日に国民年金任意加入被保険者の資格を取得していること、及び申立人に係るA市の国民年金被保険者台帳を見ると、台帳作成年月日が同年3月25日、資格取得年月日が昭和62年4月1日と記載されていることから、申立人は、平成3年3月に国民年金の加入手続を行って同記号番号の払出しを受け、昭和62年4月1日に遡って国民年金被保険者の資格を取得したものと推認され、同記号番号が払い出された時点で、時効により申立期間の国民年金保険料を納付することはできなかったものと考えられる。

また、申立人に係るA市の国民年金被保険者名簿によると、申立人は、国民年金手帳記号番号が払い出されたと推認される平成3年3月時点で時効に該当せず国民年金保険料の過年度納付が可能であった申立期間直後の元年1

月から3年3月までの保険料を、同年4月から同年11月までに5回に分けて、1回当たり1か月から1年3か月の保険料を納付していることが確認でき、申立期間については、国民年金の加入手続を行った直後の元年4月頃に保険料を一括納付したが、申立期間以外については、未納となっている保険料を一括納付したことは無いとする申立人の供述と矛盾する。

さらに、申立人は、大学卒業から2年後の平成元年3月頃に、A市から国民年金加入の案内はがきが郵送されたので、同市役所の窓口で、国民年金の加入手続を行ったと主張しているところ、同市は、「平成元年当時、国民年金の加入案内を行っていたのは、20歳になる市民のみであり、加入案内には、パンフレットを同封した封書を使用していた。国民年金の加入案内に往復はがきを使用するようになったのは、3年頃からである。」と回答していることから、同市が、元年3月当時、24歳の申立人に対して、国民年金加入の案内はがきを郵送したとは考え難い。

加えて、申立人が国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付したことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間における厚生年金保険の標準報酬月額に係る記録については、訂正を認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 15 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 7 年 4 月 1 日から 8 年 10 月 1 日まで
友人の年金額と比べて、私の年金額が少ないのではないかと思っていたところ、年金事務所職員の自宅訪問により、代表取締役として勤務した A 社の申立期間に係る厚生年金保険の標準報酬月額が実際の給与総支給額より低くなっていることが分かった。

A 社が厚生年金保険の適用事業所でなくなった際、1 か月の厚生年金保険料を滞納していたことは覚えているが、現金で保険料を納付したため、標準報酬月額を減額される理由は無いらしい、社会保険事務所（当時）の職員から、標準報酬月額の減額訂正について説明された記憶も無い。

申立期間の標準報酬月額を訂正前の記録に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人に係る申立期間の標準報酬月額は、A 社が厚生年金保険の適用事業所でなくなった日（平成 8 年 10 月 1 日）より後の平成 8 年 10 月 4 日付けで、59 万円から 28 万円に遡って減額訂正されていることが、オンライン記録により確認できる。

しかしながら、申立人は、A 社が厚生年金保険の適用事業所でなくなった平成 8 年 10 月当時、同社の代表取締役であったことが、同社に係る商業登記簿謄本により確認できる上、同社の滞納処分票（写）により、同社は、厚生年金保険の適用事業所でなくなった日に、同年 8 月及び同年 9 月の厚生年金保険料を納付していなかったこと、同社から健康保険厚生年金保険適用事業所全喪届及び健康保険厚生年金保険被保険者全員の資格喪失届が提出された日の翌日の同年 10 月 2 日に、社会保険事務所職員が、申立人、同社の事務担当者及び元役員（専務取締役）と面談し、役員報酬の降給により生じた

社会保険料の差額を計算するとともに、当該差額を未納保険料に充当した後の残額を納付してもらう約束をし、同年 10 月 4 日に当該残額が納付されていることが確認できる。

また、年金事務所は、申立人の標準報酬月額を平成 7 年 10 月に遡って 28 万円に訂正する旨記載された代表者印のある健康保険厚生年金保険被保険者報酬月額算定基礎届（訂正）を保管している上、社会保険事務所は、申立期間に係る申立人の標準報酬月額を減額訂正したことに伴い、A社の 8 年 8 月及び同年 9 月の健康保険料について、過誤納金が生じたため、同社が開設する金融機関の預金口座に振り込もうとしたものの、同年 12 月に、B銀行C支店から当該預金口座が解約され振込みができない旨の通知があったため、申立人から振込先の金融機関及び口座番号を聴取していることが、同銀行C支店の報告書（写）及び当該報告書（写）に記載された社会保険事務所職員のメモにより確認できる。

これらの事情を総合的に判断すると、申立人は、A社の代表取締役として自らの標準報酬月額の減額処理に関与しながら、当該減額処理が有効なものでないと主張することは信義則上許されず、申立期間について、厚生年金保険の標準報酬月額に係る記録の訂正を認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和2年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和21年10月18日から22年10月1日まで
年金問題が騒がれ出したので、社会保険事務所（当時）において厚生年金保険の加入記録を調べてもらった結果、A社（現在は、B社）に勤務していた申立期間について、加入記録が無いことが分かった。

しかし、申立期間当時、A社の同僚であった夫と結婚したことから、同社に勤務していたことは確かなので、申立期間について、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が記憶するA社の同僚等の証言により、申立人が、申立期間当時、同社に勤務していたことが、時期は特定できないものの推認できる。

しかしながら、B社は、「申立期間当時の社会保険事務の資料が残っていないことから、申立人が厚生年金保険に加入していたかどうか確認することはできない。」と回答している上、申立期間当時、A社において、社会保険事務を担当していたとされる従業員2人は、いずれも連絡先が不明であり、申立人に係る厚生年金保険の加入状況について証言を得ることはできない。

また、申立人が記憶するA社の同僚8人のうち、連絡の取れた2人及び同社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿により、申立期間当時、同社に勤務していたことが確認できる従業員の中で連絡の取れた8人の証言から、申立期間当時における同社の女性従業員は、5人から7人程度であったと考えられるところ、当該被保険者名簿により、申立期間当時、同時期に厚生年金保険被保険者資格を取得している女性従業員は、2人又は3人であることが確認できること、当該連絡の取れた同僚2人のうち、1人は、昭和17年ないし18年頃に同社の前身のC社に入社したとしているところ、当該被保険者

名簿により、20年5月24日に被保険者資格を取得していることが確認できること、及び申立人が記憶する女性の同僚4人のうち、1人（既に死亡）は、当該被保険者名簿により、申立期間後の24年3月25日に被保険者資格を取得していることが確認できることなどから、A社は、申立期間当時、女性従業員の一部を厚生年金保険に加入させていなかった可能性がうかがわれる。

さらに、B社は、「申立期間当時の賃金台帳等の資料が残っておらず、申立人の給与から厚生年金保険料を控除していたかどうか確認できない。」と回答している上、申立期間当時、同社において、給与計算を担当していたとされる従業員4人は、死亡又は連絡先が不明であることから、申立人に係る厚生年金保険料の控除状況について証言を得ることはできない。

加えて、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、申立人の氏名は見当たらず、申立期間当時の健康保険被保険者番号にも欠番は無いことから、申立人の記録が欠落したものとは考え難い。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。